

栃木市の決算

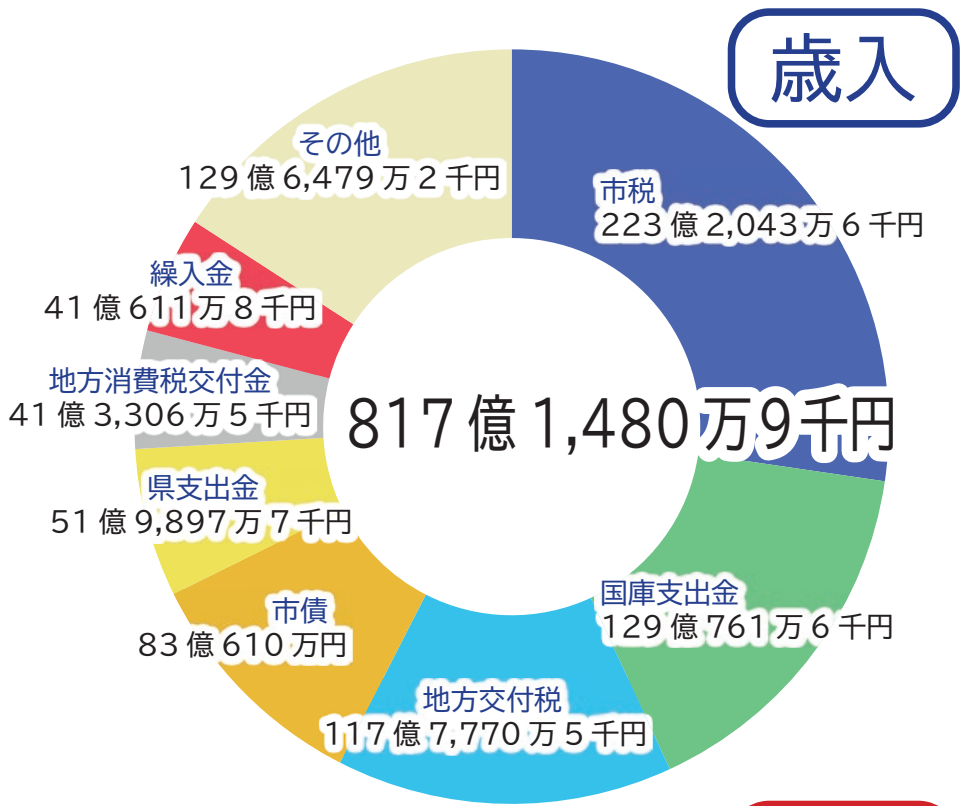


財政課 ☎ (21) 2322

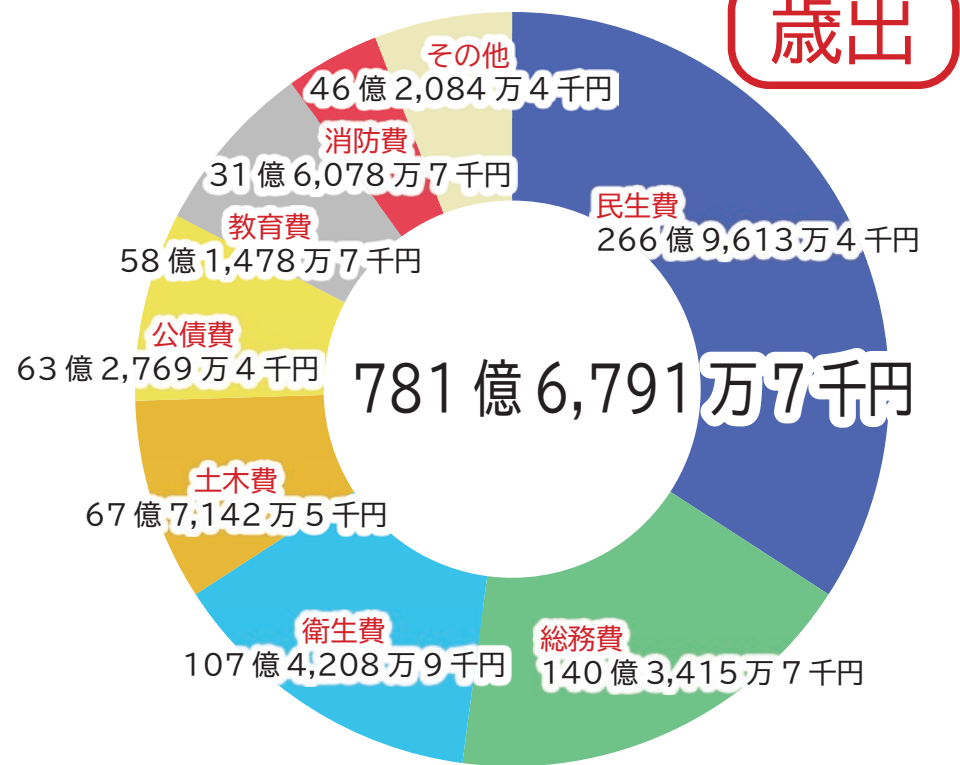
一般会計の決算

令和6年度の一般会計の決算は、歳入（収入）が817億1,480万9千円、歳出（支出）が781億6,791万7千円でした。差し引きは35億4,689万2千円でしたが、令和7年度で引き続き実施する事業に使う財源が1億3,518万7千円含まれているため、実質的な収支は34億1,170万5千円の黒字となりました。

歳入



歳出



特別会計（単位：千円）

区分	歳入	歳出
国民健康保険	15,992,360	15,804,174
後期高齢者医療	2,526,622	2,481,161
介護保険（保険事業勘定）	16,014,352	15,464,611
介護保険（介護サービス事業勘定）	84,132	81,304
栃木インター西産業団地	3,254,834	3,237,142
平川産業団地	791,552	787,972
合計	38,663,852	37,856,364

企業会計（単位：千円）

	区分	収入	支出
水道事業	収益的収支（事業運営を目的とした収支）	2,897,395	2,494,119
	資本的収支（施設整備を目的とした収支）	928,535	1,711,430
下水道事業	収益的収支（事業運営を目的とした収支）	4,216,956	4,128,148
	資本的収支（施設整備を目的とした収支）	1,296,508	2,577,641

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、積立金等で補てんしています。

一世帯あたりの行政コスト（令和7年3月31日現在世帯数：67,981世帯）

分野		一世帯あたりの行政コスト（円）	割合（％）
民生費	高齢者、障がい者、生活保護など福祉のための経費	392,700	34.1
総務費	税務や市役所の全般的な事務の経費	206,442	18.0
衛生費	各種検診やごみ処理等の経費	158,016	13.7
土木費	道路・公園・河川などを整備する経費	99,608	8.7
公債費	市債の元金返済や利息の支払いのための経費	93,080	8.1
教育費	小中学校の整備・運営や社会教育のための経費	85,535	7.4
消防費	消防や水防等災害を防ぐ活動や被害軽減のための活動等の経費	46,495	4.0
その他	議会運営、労働者の支援、農林業の振興、商工振興に関する経費	67,973	6.0
合計		1,149,849	

目的税の使いみち（単位：千円）

税目	収入額	使いみち
入湯税	18,659	・観光振興のための支出 ・消防施設整備のための支出
都市計画税	795,420	・土地区画整理、下水道整備等のための支出 ・上記の事業を実施した際の市債返済

※都市計画税の使途の詳細については、市HPに掲載しています。

市債残高（単位：千円）

一般会計	
令和5年度末	令和6年度末
57,950,921	60,109,575
市債全体（一般会計・特別会計・企業会計）	
令和5年度末	令和6年度末
89,515,534	88,683,246

※臨時財政対策債を含みます。

健全化判断比率等

お知らせ

1 健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率等を算定し、監査委員の審査および議会への報告を行いましたので、公表します。なお、健全化判断比率等には、指標毎に早期健全化基準が設定され、いずれか一つでも基準以上となった場合には、財政活動の制限を受けることになります。

本市の指標は、いずれも国が定める早期健全化基準未満ですので、財政状況は、概ね健全な状況です。

【実質赤字比率】標準的な年間収入に対する一般会計の実質的な赤字額の割合で、数値が高いほど財政運営の悪化を示します。

【連結実質赤字比率】標準的な年間収入に対する全ての会計の実質的な赤字額の割合で、数値が高いほど財政運営の悪化を示します。

【実質公債費比率】標準的な年間収入に対する一般会計などの実質的な借入金の返済額の割合で、数値が高いほど財政運営の悪化を示します。18%以上になると、

健全化判断比率
栃木市 令和6年度
早期健全化基準
財政再生基準

2 資金不足比率の状況

起債が制限されます。収入に対する一般会計、特別会計、一部事務組合、第3セクターなどが抱える負債残高の割合です。年間収入に対して負債額が何年分に相当するかを示します。本市は、23.2%ですので、約2.8か月分に相当します。

【将来負担比率】標準的な年間収入に対する一般会計、特別会計、一部事務組合、第3セクターなどが抱える負債残高の割合です。年間収入に対して負債額が何年分に相当するかを示します。本市は、23.2%ですので、約2.8か月分に相当します。

【資金不足比率】公営企業会計に、事業の規模に対する資金不足額の割合を示すものです。

監査委員の意見

「本市の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回り、また各公営企業会計における資金不足比率も発生していない。もともと、将来負担比率については、前年度から10.0ポイント上昇した。これは、地方債現在高が増加した一方で、当該地方債の償還に対し将来交付税措置される見込額が減少したためと認められる。このことは、次年度以降、地方債償還に係る資金不足として表れるため、当該資金不足の生ずる期間や規模を正確に把握し、財政運営に活用していただきたい。」